

平成20年9月期 中間決算短信

平成20年5月13日

上場会社名 株式会社TKC

上場取引所 東証一部

コード番号 9746

URL <http://www.tkc.co.jp>

代表者 代表取締役社長 飯塚真玄

問合せ先責任者 取締役常務執行役員 経営管理本部長 岩田仁 TEL (03)3235-5511

半期報告書提出予定日 平成20年6月20日

配当支払開始予定日 平成20年6月23日

(百万円未満切捨て)

1. 20年3月中間期の連結業績(平成19年10月1日~平成20年3月31日)

(1)連結経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年3月中間期	26,924	3.4	4,163	28.8	4,249	29.3	2,192	23.9
19年3月中間期	26,029	4.4	3,231	5.8	3,287	5.0	1,770	11.3
19年9月期	54,157		6,376		6,541		3,418	

	1株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
20年3月中間期	74.71	
19年3月中間期	59.21	
19年9月期	114.31	

(参考) 持分法投資損益 20年3月中間期 27百万円 19年3月中間期 0百万円 19年9月期 3百万円

(2)連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
20年3月中間期	64,393	49,192	74.5	1,700.03
19年3月中間期	65,709	51,101	76.0	1,709.00
19年9月期	69,099	51,608	73.0	1,686.68

(参考) 自己資本 20年3月中間期 47,991百万円 19年3月中間期 49,948百万円 19年9月期 50,431百万円

(3)連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
20年3月中間期	843	4,373	3,817	19,455
19年3月中間期	872	40	658	27,394
19年9月期	5,495	4,599	1,314	26,803

2. 配当の状況

	1株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
(基準日)	円 銭	円 銭	円 銭
19年9月期	20.00	20.00	40.00
20年9月期	20.00		
20年9月期(予想)		20.00	40.00

3. 20年9月期の連結業績予想(平成19年10月1日~平成20年9月30日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	54,200	0.1	6,380	0.1	6,550	0.1	3,413	0.1	118.97

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 無

(2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

会計基準等の改正に伴う変更 無
 以外の変更 有

〔(注)詳細は、35頁から38頁「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご覧ください。〕

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む) 20年3月中間期 29,916,833株 19年3月中間期 29,916,833株
 19年9月期 29,916,833株
 期末自己株式数 20年3月中間期 1,686,825株 19年3月中間期 15,327株
 19年9月期 16,686株

(注) 1株当たり中間(当期)純利益(連結)の算定の基礎となる株式数については、49頁「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考)個別業績の概要

1. 20年3月中間期の個別業績(平成19年10月1日～平成20年3月31日)

(1) 個別経営成績 (％表示は対前年中間増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
20年3月中間期	24,973	3.5	3,943	29.9	4,021	29.7	2,103	24.2
19年3月中間期	24,126	5.1	3,036	11.2	3,100	10.8	1,693	15.8
19年9月期	50,423		6,070		6,250		3,311	

	1株当たり中間 (当期)純利益
	円 銭
20年3月中間期	71.65
19年3月中間期	56.63
19年9月期	110.73

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	％	円 銭
20年3月中間期	59,331	46,398	78.2	1,643.48
19年3月中間期	60,982	48,460	79.5	1,620.59
19年9月期	63,926	48,921	76.5	1,636.07

(参考) 自己資本 20年3月中間期 46,398百万円 19年3月中間期 48,460百万円 19年9月期 48,921百万円

2. 20年9月期の個別業績予想(平成19年10月1日～平成20年9月30日)

(％表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭	
通 期	50,430	0.0	6,080	0.2	6,260	0.2	3,319	0.2	115.69	

本資料に掲載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。通期の業績予想につきましては、添付資料の17頁から18頁をご参照ください。

定性的情報・財務諸表等

I. 経営成績

当中間連結会計期間において、売上高は26,924百万円(前中間連結会計期間比3.4%増)、営業利益は4,163百万円(前中間連結会計期間比28.8%増)、経常利益は4,249百万円(前中間連結会計期間比29.3%増)、中間純利益は2,192百万円(前中間連結会計期間比23.9%増)の業績となりました。

当中間連結会計期間の事業部門別の概況は、次のとおりであります。

1. 会計事務所事業部門における事業の概況

わが国の職業会計人制度には「税理士」と「公認会計士」の2つの国家資格があります。当社が顧客とする会計事務所は、税理士事務所(又は税理士法人、あるいは税理士業務を受託する公認会計士事務所)であるため、以下の説明において「会計事務所」は税理士事務所を意味しています。

(1) 会計事務所を取り巻く経営環境の変化

わが国の会計事務所の経営環境は、会計制度、税制、国の施策などの変化並びに会計事務所の主要な顧客である中小企業の経営動向などに大きく影響されています。

いま国の施策として、最も影響度の高いものは、わが国の国際競争力の強化を目的として平成13年から開始された「e-Japan戦略」と、これに続き平成18年1月に発表された「IT新改革戦略」です。この国家戦略に従って、電子政府と電子自治体の構築が急速に進められています。国税庁殿と社団法人地方税電子化協議会殿が推進する国税と地方税の電子申告体制の整備もその一環であり、国税庁殿においては、国税に関する申告・申請・届出等の手続のうち、42種類(約3,500万件)を対象として、平成22年度までにその50%を電子化するという目標を設定するなど、きわめて野心的な計画を公表しています。

この目標が達成されるかどうかは、会計事務所がどこまで電子申告に協力するかにかかっています。例えば法人税申告書であれば、税務署への提出件数は年間で270万件を超えており、国税庁殿の発表によれば、その86.7%は納税者の代理人として税理士が関与しています。これらが電子申告されない限り、目標達成はきわめて困難となります。

また、国税庁殿においては、平成14年に改正された税理士法に基づいて、税理士法第33条の2が規定する「書面添付制度」を積極的に推進しています。私どもは書面添付の目的について、税理士が税務申告書を作成する過程において、租税法規に従い、「独立した公正な立場」(税理士法第1条)において高度の注意義務を果たしたこと、さらに誠実義務と忠実義務(説明責任)を尽くしたことを明らかにすることにあると理解しています。その背景として、税理士にはその業務について無償独占権が与えられており(税理士法第52条)、この権利の付与は、税理士には公共的使命が課せられていることに基づいています。

当社の顧客が組織するTKC全国会においては、以上のような認識に立って、電子申告と書面添付の実践をTKC会員が率先して取り組むべき最重要課題としています。

中小企業の経営動向については、国税庁殿の資料(『国税庁 50 年史』)等から、長期的視野に立って黒字申告法人割合の推移について分析してみると次の事実が分かります。

- ①昭和 27 年～昭和 49 年頃：黒字申告法人割合が約 70 %の時代
- ②昭和 50 年～平成 4 年頃：黒字申告法人割合が約 50 %の時代
- ③平成 5 年以降：黒字申告法人割合が約 30 %の時代

このデータはわが国の法人全体の数字ですが、その約 98 %が中小企業であることから、この推移がそのまま中小企業の経営動向であったことが分かります。戦後の約 30 年間においては法人の約 7 割が黒字(利益企業)でしたが、その後その割合は半分となり 1990 年代に入って逆転し、いまや法人の約 7 割が赤字(欠損企業)となっています。

なお、国税庁殿の発表(ホームページ：平成 19 年 10 月 29 日)によると、平成 18 事務年度における全法人の黒字申告割合は 32.4 %で、前年比 0.5 ポイント増。法人の所得金額は前年比 13.3 %増となっています。このことは依然として 7 割近くの法人が赤字で、さらにこれらの指標の伸び率の違いから判断すると、一部の優良企業が税収を押し上げる結果となっており、企業間格差が進行していることが分かります(なお、資本金 1 億円以上の大規模法人の場合は、黒字申告割合は 53.7 %。前年比 0.8 ポイント増となっています)。

このような中小企業の採算性悪化の傾向は、先に述べたマクロ的要因に加えて、公共投資の削減、金融機関による融資の厳格化、規制緩和による競争の激化、少子高齢化、後継者難、地域経済の疲弊などの個別的事情が重なり、さらに加速しつつあります。

このような中小企業の経営動向が、会計事務所に対するニーズを大きく変化させています。黒字 7 割の時代においては節税対策がニーズの中心であり、これには青色申告制度の下で会計帳簿の「記帳代行」を行うことが役立ちました。しかし、平成の時代に入って赤字 7 割の時代となると、その最大の貢献策は「黒字決算の支援」と「適正な税務申告の実現」となってきました。この二つが同時に達成されないと、企業の安定的な存続は困難となってきたからです。また、中小企業においても、経営者自身が自社の生き残りをかけた経営戦略を真剣に模索する時代となりました。これに加えて ITC の発達により、会計記帳用のパソコン・ソフトは誰でも安価に入手できるようになりました。このような時代の変化は、「記帳代行」を基本業務とする旧来型の会計事務所の経営をきわめて困難な状況に追い込んでいます。さらに、昨今の法制と社会制度の改革においては、国と地方の大幅な財政逼迫を背景として、公共セクターにおいては行政コストの削減、民間セクターにおいては自立の精神とコンプライアンス(法令遵守)の必要性が強調され、どの業界においても公正な競争が求められるとともに、その説明責任(アカウンタビリティ)の重要性が強調されるようになりました。

これからの会計事務所は、税務と会計のサービスを通して、このような中小企業が直面している課題に関与先企業が正しく対応できるよう支援していかなければなりません。そのためには会計事務所において、いかに適切かつ強力な関与先企業への支援体制を構築できるか、また中小企業への融資元である金融機関等に対して、その業務の信頼性をいかに高めるかが重要課題となってきています。その結果として、このようなニーズの変化に対応できる会計事務所とそうでない会計事務所の格差が拡大しつつあり、優勝劣敗の傾向が顕著となってきています。

当社では、このような傾向は、以下の諸要因により、今後さらに加速されていくものと予想しています。

以下、当社の顧客である税理士又は公認会計士を「TKC 会員」、TKC 会員の会計事務所を「TKC 会員事務所」、TKC 会員の顧客である企業を「関与先企業」、TKC 会員が加盟する全国組織を「TKC 全国会」、全国で 20 ある地域組織を「TKC 地域会」と表記します。なお、TKC 全国会は昭和 46 年 8 月 17 日に設立され、次の事業目的を掲げて活動しています。

1. 租税正義の実現
2. 税理士業務の完璧な履行
3. 会計事務所の経営基盤の強化
4. TKC コンピュータ会計システムの徹底活用
5. 会員相互の啓発、互助及び親睦

詳しくは TKC 全国会発行の『TKC 全国会のすべて』をご覧ください。

①TKC会員の関与先企業の経営環境

TKC 全国会では、昭和 50 年から『TKC 経営指標』を発行しています。平成 19 年版（平成 19 年 5 月発行）では、TKC 会員の関与先企業のうち、平成 17 年と平成 18 年の決算書の 2 期完全比較が可能な 22 万 8,168 法人について財務分析を行っています。これによると、22 万 8,168 法人の平成 18 年における売上高の総額は、49 兆 7,000 億円（前年比 102.3 %）と、前年（48 兆 7,000 億円 前年比 102.0 %）に続き連続増収となりました。

ただし、これを経常利益について見ると、平成 17 年は 9,101 億円（前年比 94.6%）、平成 18 年は 8,919 億円（前年比 98.0%）となっており、連続して業績が悪化しています。そのため 22 万 8,168 法人の平成 18 年の黒字決算割合は 49.8 %で、昨年の 50.5 %から 0.7 ポイント下落し、50 %を下回る結果となりました。

このように中小企業においては売上高の伸びは堅調に見えても、経常利益率は悪化し続けており、その経営環境はますます厳しいものとなってきております。TKC 会員にとっては、関与先企業に対する適正申告の指導に加えて、黒字決算、経営革新、あるいは企業再生を支援していくことがますます重要な課題となってきています。

②『中小企業の会計に関する指針』への対応

国際会計基準（IAS）の過重負担を回避するために、中小企業庁殿では平成 14 年 6 月に『中小企業の会計に関する報告書』を公表しています。この報告書が、平成 17 年 8 月に公表された『中小企業の会計に関する指針』の制定へと繋がりました。

この指針は、日本税理士会連合会殿、日本公認会計士協会殿、日本商工会議所殿及び財務会計基準機構殿の 4 団体の合意に基づいています。その内容は、『会社法』の公布に伴い平成 18 年 4 月及び平成 19 年 4 月に改訂されています。本指針は、立法当局である法務省殿の見解においても、会社法第 431 条が定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の一つであるとされており、かつ本指針においては「会計参与が拠るべき指針」とされており、また本指針は、多くの金融機関から中小企業が計算書類を作成する際に拠るべき規範として注目されており、与信条件あるいは金利優遇条件として機能し始め

ています。

TKC 会員にとっても、本指針を尊重し、関与先企業の会計帳簿及び計算書類の作成を指導することが、その社会的使命を遂行するためにも重要な課題となっています。

③国税と地方税の「電子申告」への対応

国税庁殿では、国税の電子申告について、名古屋国税局管内を皮切りに平成 16 年 2 月から申告所得税、平成 16 年 3 月から法人税の受付を開始しました。その後、国税の電子申告は全国に展開されています。一方、地方税の電子申告の受付は、平成 17 年 2 月から段階的に開始され、平成 20 年 3 月現在では 47 都道府県と 18 市（15 政令指定都市と相模原市、秋田市、田辺市）で実施されています。なお、このうちの秋田市及び田辺市については、後述するように、当社の地方公共団体事業部が開発した LGWAN-ASP 方式によるものとなっています。

TKC 全国会においては、国税及び地方税の電子申告の推進を税理士の社会的使命と位置づけ、「電子申告推進プロジェクト」を組織して、その普及に努めております。なお、電子申告は、電子認証、インターネット、XML、XBRL などの最新の ICT を採り入れたものとなっているため、会計事務所においては、ICT の利用環境の整備が一層求められることとなります。

④平成 15 年の公認会計士法改正の影響

平成 15 年 5 月には、公認会計士の独立性の強化を目的として「公認会計士法」が改正され、公認会計士及び監査法人は被監査会社に対して非監査業務を提供することが原則として禁止されました。その結果、監査法人による税務サービスや各種のコンサルティング・サービスは非監査業務に当たるとされ、被監査会社にこれらを提供することが禁止されました。そのため、中堅・大企業が導入する連結納税あるいは法人税の単体申告等の分野で税理士の活躍の場が広がってきています。なお、連結納税制度は、大企業のみならず地場の中小・中堅企業においても採用するケースが増えており、税理士の的確な対応が求められています。

⑤公益法人等における構造改革への対応

国と地方の財政破綻を回避するため、総務省殿及び厚生労働省殿の指導の下で、公益法人、医療法人、社会福祉法人等に対する本格的な構造改革が進められています。

特に、民法制定以来 100 年にわたり制度の抜本的見直しが行われてこなかった公益法人（財団法人・社団法人）については、平成 18 年 6 月 2 日に「公益性」と「非営利性」の視点から抜本的に見直された「公益法人制度改革関連三法」が公布され、この新しい法制の下で新公益法人制度への移行（平成 20 年 12 月 1 日施行）に向けた準備が進められています。また、新公益法人制度施行に先行して、企業会計と同様な公益法人のディスクロージャー（情報開示）を目的とした「新公益法人会計基準」が平成 18 年 4 月 1 日から施行されており、新会計基準への移行は「平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする」（平成 16 年 10 月 総務省）とされています。さらに平成 20 年度には公益法人に対する税制の見直しも予定されているため、いま多くの公益法人から会計と税務に関する支援が強く求められています。

（2）会計事務所事業部門の戦略目標

当社では、以上のような現状認識の下で、会社定款に定める事業の目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、会計事務所事業部門の戦略目標を次のように設定しています。

①TKC会員の関与先企業拡大支援

これまでに多くの金融機関から「融資審査で、TKCマークがついている決算書を見ると安心する。TKCシステムでは過去の会計データの改ざん（訂正・追加・削除）が不可能であること。さらに決算書に添付される『データ処理実績証明書』により、いつ月次決算が実施されたのかが客観的に分かるため信頼性が非常に高い」との評価をいただいています。このことは、TKC全国会がその事業目的の第1に「租税正義の実現」を掲げ、長年にわたって税理士の社会的使命の完遂に向かって努力を継続してきた成果であり、同時に、TKC全国会の指導の下に開発されてきたTKC財務会計システムの開発思想の正しさを証明するものです。当社では、そのような金融機関から高い評価を得ているTKC会員に対する支援が、わが国の中小企業の再生と発展につながるとの認識から、その指導を受ける中小企業を拡大するため、「TKC会員の関与先企業拡大支援」を第1の戦略目標として各種の活動を展開しています。

②TKC全国会の重点活動への積極的な支援

TKC全国会では、新たに平成20年から平成21年の統一スローガンを『企業の健全なる発展を支援し、TKC会計人の使命と責任を果たそう！－黒字決算の支援と適正申告の実現－』と設定しました。その下で、次の5つの重点活動を掲げ、その達成に向けた活動を開始しています。この方針は、平成11年から平成17年までの7年間をかけて実施した「成功の鍵（KFS）作戦21」とそれに続く2年間の重点活動の成果、及び最近の中小企業を取り巻く環境の大きな変化を捉え、関与先である中小企業の永続的繁栄に貢献することによりTKC会員がその社会的使命を完遂することを目指しております。

- 1) 企業の黒字決算実現の支援
- 2) 巡回監査の完全実施と書面添付の推進
- 3) 電子申告・納税のさらなる推進
- 4) 会員1万名超の達成
- 5) 会員事務所の業務品質の向上

特に、企業の黒字決算実現の支援は、“経営者の親身な相談相手”たらんとするTKC会員にとって重要な課題であり、また、電子申告の普及は、国際競争力の強化を目的として国が進める戦略の重点テーマの一つでもあるため、その一翼を担い推進することは大変重要な社会的意義を持つものと認識しております。

当社では、このようなTKC全国会の事業展開が、当社の事業目的である「会計事務所の職域防衛と運命打開」の今日的意義につながるものとして、これらの重点活動が円滑に進行していくよう、全力を挙げて支援して参ります。

③電子申告の徹底推進

TKC全国会では、「電子申告普及の先頭に立ち、税理士全体の電子申告に対する気運を高め、目標達成の一翼を担う」との考えから、国税と地方税の電子申告の実践に取り組んでいます。平成19年度においては、その戦略目標を、「6,000件超のTKC会員事務所で120

万件超を実践すること」とし、全国規模での推進活動を展開してきました。その結果、全国で6,277件のTKC会員事務所が、国税で170万2,633件、地方税で297,795件の電子申告を実践しています。その実績は、例えば「法人税の電子申告」についてみれば、TKC会員事務所による電子申告件数は30万6,720件で、国税庁殿の年度実績51万626件の60.1%を占めています。また、地方税については地方税電子化協議会殿が発表した総件数424,346件の70.2%を占めています。なお、TKC全国会では、平成21年度の目標として「全国で7,000件のTKC会員事務所200万件以上を実践すること」を掲げ、全国的な規模で新たな取り組みを開始しています。

当社では、電子申告の実践がTKC会員の競争優位を促進するものとして、最適な業務プロセスを実現するシステムの提供と事務所訪問支援に力を入れたサポートにより支援しております。

④中堅・大企業市場の開拓

国際会計基準に基づく連結会計制度や連結納税制度の導入、内部統制制度、電子申告等に関する法令等の改定は、上場会社だけでなく、多くの中堅・大企業に対しても大きな影響をもたらしています。このような変化を捉え、当社では中堅・大企業に向けて「連結会計システム(eCA-DRIVER)」「税効果会計システム(eTaxEffect)」「連結納税システム(eConsoliTax)」「法人電子申告システム(ASP1000R)」を開発提供してきました。また、これらの中堅・大企業向けに「税務の法令遵守」(タックス・コンプライアンス)と「電子申告」をキーワードとして、平成19年9月からTKC全国会及びTKCシステムの知名度向上を目的とするテレビCMの放映を開始しました。

⑤「新公益法人会計基準」への対応

TKC全国会では、公益法人、医療法人及び病医院、社会福祉法人などを対象に、それぞれの分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、全国的規模でセミナーを開催して、その健全経営のための支援活動を展開しております。

このうち公益法人については、平成20年12月1日から、いわゆる公益法人改革三法に基づく新公益法人制度に移行することになります。この制度の下ですべての公益法人は、内閣府等が設置する第三者機関による「公益性」の認定により、収益事業の所得を「みなし寄付金」とすることで全面的に非課税となる公益社団法人又は公益財団法人、あるいは収益事業のみ課税される一般社団法人又は一般財団法人とに区分されることになります。そこで公益性が認定されない公益法人は営利法人とされ、全面所得課税となることが見込まれています。そのため多くの公益法人が公益性の認定を受けるための体制づくりに着手しています。その体制づくりの一環として「新公益法人会計基準」への移行も欠かせません。これらの動向を踏まえ、「TKC全国会公益法人経営特別研究会」では、TKC会員による新会計基準への移行と適正な税務申告のための支援活動を開始しています。

当社では、TKC全国会の指導の下で、公益法人等が新公益法人会計基準へ早期に移行できるよう、本基準に完全準拠した「公益法人会計データベース」(中小規模公益法人向け)、「FX4公益法人版」(大規模公益法人向け)を開発提供しています。当社では、これらのシステムの提供を通して、TKC会員の関与先企業拡大に貢献して参ります。

⑥TKC会員1万名超体制の構築

TKC全国会では、会員1万名超体制の構築を目標として「TKC会員500名増強作戦」

を実施しています。当社は、その活動を主管する TKC 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携して、新規会員の増強活動を積極的に推進しております。

特に、電子申告において先行優位に立つ TKC 全国会の存在と TKC 電子申告システムの優位性は、TKC に未加入の税理士からも注目されており、会員増強に好影響を与えています。

当中間期末現在で、TKC会員数は 9,569 名(事務所数 8,400 件)となり、会員 1 万名超達成が目前となってきました。

(3) 当中間期における会計事務所支援業務の概況

①「TKC電子申告システム(e-TAXシリーズ)」の提供

当社では、TKC 会員事務所に最も快適な業務プロセスで電子申告を実施していただくために、法人用「電子申告システム(e-TAX1000)」と個人用「電子申告システム(e-TAX2000)」を開発提供しています。

平成 20 年 1 月 4 日からは、国税の電子申告において、税理士が関与先の電子申告開始届出を代理送信できるようになりました。当社は、これに迅速に対応し、TKC 会員事務所における電子申告開始届出業務の飛躍的な増大に貢献いたしました。

当社の「電子申告システム(e-TAX シリーズ)」は、会計事務所においてこれまでとおりの業務プロセスで決算申告業務を終了した直後に、「ワンクリック」で電子申告に必要なデータを自動作成することができます。そのため最も簡単な電子申告システムとして高い評価を得ることができました。さらに「オフィス・マネジメント・システム(OMS)」においては、複数の関与先企業について一括して電子申告を行う機能が搭載されており、会計事務所の業務のさらなる効率化に貢献しています。

②「法人電子申告システム(ASP1000R)」の提供

当社では、上場会社及びその子会社等が会社法及び金融商品取引法に基づいて「内部統制」を実施する際に、「税務の法令遵守」(タックス・コンプライアンス)が、深刻な経営リスクとなるものと予想しています。そこで当社は、年間約 47 万社の法人税申告書作成に利用されている TKC 会員専用の「法人決算申告システム(TPS1000)」と「TKC 電子申告システム(e-TAX1000)」及び中堅・大企業向けの「連結納税システム(eConsoliTax)」のノウハウを組み込んだ「法人電子申告システム(ASP1000R)」を平成 19 年 1 月に提供開始いたしました。当システムは、当中間期末現在で約 200 企業グループ、約 300 社にご利用いただいています。

なお、平成 20 年 3 月には、ASP1000R のサブシステムとして、国内で初めて、企業の財務会計システムのメーカーを問わずに企業の計算書類と添付書類を XBRL や XML に変換し電子申告を可能とする、「計算書類 XBRL 変換システム(ASP1000X)」の提供を開始しています。

③「連結会計システム(eCA-DRIVER)」の推進

当社では、平成 17 年 4 月から「連結会計システム(eCA-DRIVER)」を提供しています。

上場会社においては、平成 18 年 6 月 7 日に成立した「金融商品取引法」により、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、内部統制報告書及び四半期報告書の作成が義務づけられました。さらに XBRL による財務諸表部分の提出が義務づけられ、「金融商品取引

法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」が改訂されています。eCA-DRIVER はこれらに迅速に対応し、当中間期末現在で約 300 企業グループ、約 3,000 社において採用されています。

④「連結納税システム（eConsoliTax）」の推進

当社では、TKC 会員の中堅・大企業市場における関与先企業の開拓を支援するため、TKC 全国会システム委員会の助言と指導の下に、わが国で最初の「連結納税システム（eConsoliTax）」を開発し、平成 15 年 6 月から提供開始しています。その後、毎年の税制改正の対応と IT 全般統制への対応を実施し、当システムは世界的にも著名な日本企業を含む約 280 企業グループ、約 3,500 社（当中間期末現在）においても採用され、TKC 会員の関与先企業開拓に貢献しております。

⑤「税効果会計システム（eTaxEffect）」の推進

連結納税制度を採用している企業グループにおいては、税効果会計の計算は大変複雑なものとなっています。当社では、これに適正に対応いただくため、「連結納税システム（eConsoliTax）」のオプションシステムとして「税効果会計システム（eTaxEffect）」を開発しており、多くの連結納税企業グループで採用されています。

⑥「統合型会計情報システム（FX4）」の推進

中堅・大企業における経営者の迅速な意思決定と法令遵守を支援するため、当社では会計法令及び税法に完全準拠した「統合型会計情報システム（FX4）」を提供しており、当中間期末現在で約 1,250 社に採用されています。

当社では、金融商品取引法の施行に伴って財務報告に係る内部統制が強化され、さらに四半期報告制度が導入されたことにより、中堅・大企業においては自社内の財務会計システムの抜本的な見直しや、連結企業グループ内における財務会計システムの標準化がさらに加速するものと予想しております。FX4 は、そのような内部統制への対応も完了し、かつ電子申告システムとの連動機能を強化したことにより、以前にも増して高い評価を得ております。

⑦「TKC戦略経営者ローン」を採用する金融機関の拡大

平成 12 年 10 月に東京三菱銀行殿（現、三菱東京 UFJ 銀行殿）と共同開発した「TKC 戦略経営者ローン」は、中小企業向け無担保ローンの先駆けとして全国の金融機関から高い関心と注目を集め、今日では全国 52 の金融機関及び商工組合中央金庫殿において採用されています。また平成 17 年 5 月からは、三菱東京 UFJ 銀行殿と大同生命保険殿との業務提携により、「TKC 戦略経営者ローン（企業防衛）」のオンライン・サービスが開始されました。さらに三菱東京 UFJ 銀行殿では、平成 18 年 5 月から、会社法施行に合わせて TKC 会員が会計参与に就任する中小企業を対象に、金利優遇、代表者保証不要などの特別優遇措置を設けた「TKC 戦略経営者ローン（会計参与）」のサービスも開始しています。

また、このほかにも全国で 20 の TKC 地域会又はその支部との業務提携の下で、インターネットを用いずに、決算書及び「データ処理実績証明書」等に基づいて融資審査を行う「TKC 経営者ローン」を採用する金融機関も 77 機関と年々拡大してきています。

当社では、中小企業の間接金融の円滑化に資するため、これらのローンを通して TKC 会員による融資先紹介の支援を行っており、その評価は年々高まってきています。

⑧クリニック開業支援及び公益法人支援の活動

「TKC 全国会医業・会計システム研究会」では、開業を予定される医師の方々を対象に「TKC クリニック開業セミナー」を全国各地で開催しています。当セミナーでは、開業に関する個別相談及び開業後の経営相談を行うほか、三菱東京 UFJ 銀行殿の一般診療所（歯科診療所を除く）向けの開業支援金融商品である「TKC クリニック開業ローン&リース」を紹介するなど、クリニック開業支援を積極的に推進しています。

⑨「TKC経営革新セミナー2007」の開催

TKC 全国会では、わが国の経済発展の源泉である中小企業の黒字決算と適正申告の実現を支援するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画承認企業 5,000 件の目標達成を目指すとともに、関与先企業の創業と経営革新を支援する人材の育成を目的として平成15年には「創業・経営革新アドバイザー制度」を立ち上げ、TKC 会員及びその職員殿から 1 万名のアドバイザー育成を目指しています。その活動の一環として、平成 19 年 10 月と 11 月には、「TKC 経営革新セミナー 2007」が全国で 1,296 回開催され、関与先企業の経営者を中心に全国で約 2 万 5,000 名が参加されました。当セミナーは、平成 15 年からの 5 年間で延べ 7,500 回開催され、12 万 5,000 名を超える方が参加し、企業経営者にとって「自社の経営を再点検するよい機会」と高い評価を受けています。当社では、当セミナーの開催支援を通して、TKC 会員事務所の関与先拡大につながるよう支援して参ります。

⑩「LEX/DBインターネット」市場の拡大

法律情報データベース「LEX / DB インターネット」は、明治 8 年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる判例等を収録しており、平成 20 年 3 月末日現在で、その収録文献数は 56 万 8,000 件を突破いたしました。

当社では、この「LEX / DB インターネット」を中核的なコンテンツとして、「最高裁判所判例集」等の公的判例集の原本 PDF や、各大学の法学部が発行する学術論文を相互に検索可能にした「法学紀要データベース」、また有力な法律出版社のコンテンツを収録した「ロー・ライブラリー」を開発し、全国の法科大学院、大学の法学部及び法学研究科などのアカデミック市場に提供しております。また平成 19 年 11 月から、弁護士などの法律実務家を対象として、日本経済新聞デジタルメディア殿の記事検索データベースである「日経ダイレクトサーチ」を標準サービスに組み込んだ「TKC ロー・ライブラリー」とホームページサービス「MyLawyer」の提供を開始しました。

以上に加えて、平成 16 年からは法科大学院の教育研究を支援する「法科大学院教育研究支援システム」、平成 18 年 4 月からは法科大学院修了生の新司法試験に向けての学習を支援する「法科大学院修了生サポートシステム」及び「法曹への扉」、並びに新司法試験合格者向け「TKC ローライブラリー（司法修習生版）」の提供を開始するなど、新しい法曹養成制度に対応した法律情報サービスの提供を開始しております。

これらのインターネット・サービスは、すでに法科大学院 74 校のうち 73 校で利用され、現在の利用者数は教員・学生・修了生を含めて約 2 万 2,100 名に達しています。

2. 地方公共団体事業部門における事業の概況

(1) 地方公共団体における行政情報システムの動向

地方公共団体（市町村等）の行政情報システムは、これまで税務と住民基本台帳に関連

する基幹業務システムを中心に、各団体において独自の発展を遂げ、長い時間をかけてカスタマイズが繰り返されてきました。その結果、今日の行政情報システムはきわめて複雑化し硬直したものとなっています。

その一方で、いまや多くの市町村が深刻な財政問題を抱えており、行政情報システムの管理運営コスト（TCO：トータルコスト・オブ・オーナーシップ）の削減が急務となっています。さらに地方分権改革の加速、地域社会の高齢化の進行など、地方公共団体を取り巻く社会環境の変化が急速に進んでおり、行政の情報化施策においてもこれらに適切に対応することが迫られています。

特に注力すべき課題としては、1) 24 時間 365 日の住民サービスを実現する電子自治体の構築、2) 情報セキュリティ体制の強化、3) 児童福祉や高齢者福祉サービスなどを柱とする社会福祉制度改革への迅速な対応などがあり、市町村においては新たな情報システムの整備と IT 投資が必要となってきています。なお、既存の行政情報システムを維持しながら、これらのシステム対応を円滑に進めることは、技術的にも財政的にもきわめて困難な状況となってきています。

このような時代の要請に応えるため、当社では、常に最新の ICT の最適な活用をコスト・ミニマムで実現することを通して、市町村の行政情報システムの構築を支援して参りました。そのような視点から、いま市町村が抱えている重要課題を列挙すれば、次のようになります。

①「IT新改革戦略」への対応

平成 12 年 12 月には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」に基づいて「e-Japan 戦略」が発表されました。そのあと平成 18 年 1 月に発表された「IT 新改革戦略」では、その目標の一つとして、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50 %以上とする」ことが掲げられました。これらを踏まえ全国の市町村では、指定された 21 の「オンライン利用促進対象手続」について、具体的な推進を図ることが求められています。

このような国家戦略に基づいて、全国の市町村においては、インターネット及び「総合行政ネットワーク（LGWAN）」等を活用した総合的な行政サービスを実現するとともに、より効率的で効果的な行政情報システム構築に向けての現状の見直し、並びに高い情報セキュリティ体制の整備など、電子自治体の構築に積極的に取り組んでおります。

②「後期高齢者医療制度」への対応

平成 18 年 6 月、「健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、現行の老人保健制度に代えて、平成 20 年 4 月 1 日より 75 歳以上の国民全員が加入する後期高齢者医療制度が施行されることとなりました。

新制度では、都道府県単位の「広域連合」が運営主体として被保険者の資格管理、保険料の賦課管理、給付管理業務を担当し、市町村は「保険料の徴収の事務」と各種申請・届出の受付や被保険者証の交付等の事務を担当することとされました。

このため、全国の市町村は新たに当該事務システムを調達するとともに、住民基本台帳システム、国民健康保険システム、介護保険システム等の関連する既存システムの改修を行うなど新制度への対応を進めています。

③地方公会計改革と「財政健全化法」への対応

平成18年8月、総務省殿は「地方行革新指針」を発表し、その重点施策として「地方公会計改革」を掲げました。この「地方公会計改革」の内容は、1) 発生主義・複式簿記などの企業会計の考え方の導入、2) 地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの公会計の整備、及び3) 4種類の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成、などを骨子としています。

また、平成19年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、平成19年度決算から4種類の「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」の公表が求められることとなりました。さらに平成20年度決算からは、これらの健全化判断比率のうちのいずれかが一定基準（早期健全化基準）を超えた場合には、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務化されるなど、厳しい対応を迫られることとなり、地方公共団体では地方公社や第三セクターなど関連団体等も含めた抜本的改革への取り組みが求められてきています。

（2）地方公共団体事業部門の戦略目標

以上のような現状認識の下で、当社では会社定款に定める事業の目的（第2条第2項「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、地方公共団体事業部門の戦略目標を次のように設定しています。

①中規模団体までを対象とする地方行政システムの提供

人口50万人程度までの中規模団体からのニーズに焦点を当て、「適法・正確・迅速」と「安全」をモットーに最新のICTを活用したシステムを開発・提供いたします。また同時に、国や法制度改正の動向など最新情報の積極的な発信、定期巡回訪問や定例会の開催などの顧客サポート体制の充実を通して「住民福祉の増進」と「行政効率の向上」を支援して参ります。

②「IT新改革戦略」に基づく電子自治体構築の支援

電子自治体の構築を支援するために、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）をサービス拠点とした、「地方税電子申告支援サービス」「電子申請・届出システム」「公共施設案内・予約システム」などのASPサービスを、安全かつ低コストで提供して参ります。

③地方税電子申告受付体制整備の支援

地方税電子申告は、平成20年3月現在、すべての都道府県での受け付けが開始されているものの、高額なシステム構築費用と利用率の予測が困難であることが障害となり、市町村における受け付けは18市（15政令指定都市と相模原市、秋田市、田辺市）に止まっている状況です。

当社は、低コストかつ高付加価値なLGSWAN-ASP方式による「TKC行政ASP／地方税電子申告支援サービス」を新規開発し、中小規模の市町村への広範な普及を目指して提案活動を推進して参ります。

④後期高齢者医療制度への対応の支援

後期高齢者医療制度への確に対応するために、「TASK.NET 後期高齢者医療システム」

を新規開発するとともに、関連する既存の基幹業務システム「TASK.NET」シリーズ（住民基本台帳・税務・介護保険等）の改修を進めて参りました。

⑤情報セキュリティ体制の強化

平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をきっかけとして、個人情報保護や情報セキュリティに対する社会的な関心が高まっています。当社では、「プライバシーマーク」の認証取得をはじめ、全国のTKC統合情報センター及びTKCインターネット・サービスセンター（TISC）において、情報セキュリティ・マネジメントシステムの国際的な標準規格である「ISO / IEC27001」を認証取得するなど、情報セキュリティ体制の強化に努めてきました。

また、当社システムの利用市町村における情報セキュリティ対策の強化をサポートするため、総務省殿の「情報セキュリティガイドライン」に準拠した庁内体制整備の支援、行政情報の遠隔地バックアップ、サーバの遠隔監視等の各種サービスを提供しております。

（3）当中間期における地方公共団体支援業務の概況

地方公共団体事業部門においては、上記の戦略目標に基づき、システム開発体制の強化と親切かつ周到的な顧客サービスの提供に取り組んでいます。これら諸活動の主な内容は、次のとおりです。

①後期高齢者医療システムの開発・提供、及び関連する基幹業務システムの改修

新たに導入された後期高齢者医療制度への的確に対応するため、「TASK.NET 後期高齢者医療システム」を開発・提供しました。

また、これとデータ連動する、「TASK.NET 住基システム」「TASK.NET 税務情報システム」「TASK.NET 介護保険システム」などの基幹業務システムも、大幅な改修を実施いたしました。その改修に当たって、当社では栃木県と県内12市町及び栃木県後期高齢者医療広域連合殿、栃木県国民健康保険団体連合会殿で編成された「後期高齢者医療システム研究会」と密接に連携して、厚生労働省殿から示された新制度の分析とシステム仕様の検討を進め、新制度への的確なシステム対応を行いました。また、同制度の施行に先駆けて顧客市町村が実施する事前テストを支援するため、平成19年6月から平成20年3月にかけて業務システムを段階的に提供するとともに、専門のプロジェクトチームによりスムーズな業務稼働をサポートしてきました。

②「地方税電子申告支援サービス」の開発・提供

当社では、LGWAN-ASP方式による「TKC行政ASP / 地方税電子申告支援サービス」を他社に先駆けて開発し、平成20年1月から秋田県秋田市殿、和歌山県田辺市殿へのサービスを開始しました。本サービスは「審査システム」と「データ連携システム」で構成されており、市町村における電子申告データの受付・審査及び基幹系システムとの円滑なデータ連携を実現します。また、本サービスの開始に伴い、「TASK.NET 税務情報システム」「TASK.NET 法人市町村民税システム」「TASK.NET 申告受付支援システム」等の税務システムへ電子申告対応機能を追加開発し、提供いたしました。

③各種ASPサービスの提供

「TKC 行政 ASP」シリーズの提供を通じて、地方公共団体における各種申請・届出等手続のオンライン化の推進を支援しています。

当期においては、「TKC 行政 ASP /かんたん申請・申込システム」が茨城県庁殿及び県下 44 市町村に採用されました。また、「TKC 行政 ASP /公共施設案内・予約システム」は、福岡県北九州市殿、栃木県宇都宮市殿など 9 団体に採用されました。

これにより、「TKC 行政 ASP」シリーズの契約件数は 400 件を超えました。

(4) 当中間期の地方公共団体事業部門の業績について

当中間期の売上高は、前年同期比 106.2%となりました。その主な理由は次のとおりです。

①新たに導入された後期高齢者医療制度に対応するために、「TASK.NET 後期高齢者医療システム」を新規開発するとともに、これと連動する「TASK.NET 税務情報システム」「TASK.NET 介護保険システム」などの基幹システム改修に係るソフトウェア売上の計上が上積みされました。また、同制度の立ち上げ準備に伴うアウトソーシング業務が順調に伸展しました。

②住基ネット接続機器のリプレース業務及び顧客団体の庁内 LAN の再構築業務が順調に受注できたことにより、オフィス機器及びその関連売上が上積みされました。

③法務省の外郭団体である財団法人民事法務協会殿から、平成 6 年より受託している不動産登記情報データベース構築事業が平成 19 年 12 月をもって終息したことに伴い、当該事業関係の売上高は減少しています。

④平成 18 年 3 月末日までの市町村合併により、通常は 5 年ごとに定期的に更新されてきたハードウェアが一部前倒しでリプレースされたことから、当期におけるリプレース実施団体が減少しています。

⑤市町村合併の進展により、全国の市町村数が約 3,300 団体から約 1,800 団体へと大幅に減少(45%減)しました。当社においても、顧客市町村間の合併による顧客団体数の減少、並びに被合併団体の他社システムへの移行により、基幹業務システムの利用顧客団体数は前期の 128 団体から 114 団体に減少しています。

なお、当社基幹業務システムで処理される住民数においては、これまでの件数を維持しています。

3. 印刷事業部門における事業の概況

(1) 印刷業界の動向

①印刷業の将来市場

印刷産業の市場規模は、製品出荷ベースで約 6 兆 3,000 億円(印刷関連サービス業を含めると約 7 兆 2,000 億円)と推定されております。今後、市場全体は拡大基調で推移し、平成 22 年の市場規模は約 9 兆 5,000 億円、平成 27 年には約 10 兆 1,200 億円になると予測されております。この中でビジネスフォームについては、伝票類が IT 技術の導入により市場規模は減少するものの、平成 27 年にはネットビジネス等などの振興により新規需要

が期待されると予測されています。

②原料高によるコストアップ

世界的な原油高の影響を受けて、昨年度来再三にわたって製紙メーカーから原紙の値上げ要請があり、大手印刷会社各社が相次いで値上げを受け入れる中、当社においても前期中間で13%の値上げを受け入れ、大幅なコストアップとなりました。

③ビジネスフォーム業界の動向

製紙メーカーからの出荷ベースを見ると、この3年間でフォーム用紙が14%、ノーカーボン紙が12%の倉出し減となっております。このことは、ビジネスフォームの主力製品だった連続帳票類は、依然としてカット紙化とペーパーレス化の影響を受けて減少し、さらにはオンラインシステム等の導入なども需要減の要因となっております。また同業では、大手印刷会社の寡占化が進む中で、倒産や廃業に追い込まれる中小印刷会社が後を絶たず、この傾向は当期に入っても続いています。

一方で、個人向けのダイレクト販売方式が定着したことによって、DM関連商品の需要は旺盛で拡大基調が続いています。従って、今後も引き続きデータプリントサービス(DPS)事業の拡大を図るために製造・販売一体となった体制造りと、システム開発を含めたソフト力の強化を図っていく必要があります。

また、個人情報保護の高まりの中で、お客様からより高い信頼性を得るためには、高度なセキュリティ体制に裏付けられた生産管理システムが求められており、印刷・印字・封入封緘・配送まで一貫システムの再構築が不可欠と考えます。また、ハードとソフトの融合が図られることにより、ますます製品の複合化に拍車がかかることも予測されます。

その一方で、ITを駆使した技術革新は、従来の文字のみの可変印刷からカラー画像データ可変印字方式へと進みつつあり、さらにハードの改良やランニングコストの軽減が図られれば、オンデマンド・フルカラー分野のニーズも拡大し、ビジネスフォームの新しい需要展開が見えてきています。

(2) 当中間期の業績について

当中間期においては、主力のビジネスフォーム帳票が需要減による影響を受け、さらに主力商品としての位置づけであるDPS商品においても、前期において受注した大口スポット商品が当期では受注に至らなかったこともあり、売上高としては前期比横ばいに終わりました。一方でカタログやチラシなどの商業美術印刷の受注が旺盛で、売上高に寄与しました。

その結果、印刷事業部門の全体の業績は、前上期と比較して増収となったものの、計画したDPS関連商品の伸び悩みの影響で減益となりました。また、前期においては原油等の高騰による用紙の値上げによりコストアップとなりましたが、付加価値の高いDPS商品により、用紙値上げの影響は最小限に止まりました。

Ⅱ. 通期の見通し

当社グループの通期の見通しにつきましては、売上高54,200 百万円、営業利益6,380 百万円、経常利益6,550 百万円、当期純利益3,413 百万円を予定しております。

各事業部門の通期の見通しは、次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の通期の見通し

わが国の会計事務所は、社会制度及び法制の改革、中小企業を取り巻く経営環境の変化、さらには ICT の進展などにより、その顧客である中小企業に提供する会計・税務・経営助言サービスの内容がきわめて複雑化・高度化してきています。

当社は、TKC 全国会の指導の下に、わが国の中小企業の健全な成長と発展とを支えるため、TKC 会員事務所を支援し、その社会的貢献度をさらに高め、お客様である会計事務所の事業が成功につながるよう全力を傾注して参ります。

そのための打ち手は、これまで以上に総合的かつ機動的なものであることが必要です。最新の ICT の活用に加えて、当社の隣接分野において高い専門性と影響力を有する他企業等との戦略的アライアンスの推進も必要となってきました。また会計事務所業界においては、連結納税、電子申告、ASP サービス、SaaS、データストレージなどのきわめて高度な情報サービスの需要が生まれつつあり、これらの変化を機会として捉え、新たな顧客価値の創造や、コンサルティング・サービスの充実、さらには新規顧客の開拓に一層の努力を傾注していく所存です。

そのための主要な商品・市場戦略は、次のとおりです。

- ① TKC 全国会ニューメンバーズサービス委員会との連携の下、早期に「TKC 会員 1 万名超体制」を実現するために、新規会員増強活動へ積極的に取り組みます。
- ②新規入会会員の電子申告実践を確実にサポートし、契約後 3 か月以内に TKC 方式による財務会計システム処理を実現します。
- ③新規入会会員の契約後 6 か月以内に FX2 等の自計化システムの利用を実現します。
- ④「電子申告システム (e-TAX1000)」による電子申告の実践をきっかけとし、TKC システムの強みである「関与先企業の自計化から会計事務所による電子申告まで「一気通貫」(FX2 → 決算書 → 申告書 → 書面添付 → 電子申告)」の機能をアピールすることで、財務処理件数の拡大を実現します。
- ⑤ FX2 立ち上げ支援サービス、建設業会計データベース (DAIC2) の立ち上げ支援サービスを通して、関与先企業における自計化システム利用の促進を図ります。
- ⑥「統合型会計情報システム (FX4)」の推進活動を通じて、中堅・大企業市場における自計化システムのさらなる推進を図ります。
- ⑦中小企業の健全な発展を支援するため、黒字決算の実現と事業承継をテーマとした「特別経営承継実務研修会」の開催を支援いたします。
- ⑧ TKC 会員事務所による「TKC 経営承継セミナー」の開催支援を通して、地域社会に TKC 会員の業務レベルの高さと優位性をアピールいたします。
- ⑨中堅大企業市場での TKC グループの認知度を高めます。
- ⑩「法人電子申告システム (ASP1000R)」の提供を通して、中堅・大企業市場を新規に開拓し TKC 会員の関与先企業開拓の突破口を開きます。

⑩「連結会計システム (eCA-DRIVER)」「連結納税システム (eConsoliTax)」「税効果会計システム (eTaxEffect)」等をドア・オープナーとして、中堅・大企業を新規に開拓し、TKC 会員によるコンサルティング支援サービスを通じて、関与先企業拡大の機会を創出します。

以上により、会計事務所事業部門の通期の業績見通しとして、売上高40,600百万円（前期比2.5%増）を見込んでおります。

2. 地方公共団体事業部門の通期の見通し

当事業部門の通期の業績見通しは次のとおりです。

① DM、セミナーなどの販促活動や有力システムベンダーとの連携を通して、「TKC 行政 ASP / 地方税電子申告支援サービス」の全国的普及を目指します。

②各種 ASP サービス（電子申請・届出、かんたん申請・申込、施設案内・予約等）のサービスメニューの充実と提案活動を推進します。

③「TKC 行政 ASP / 地方税電子申告支援サービス」の特長である、

- 1) LGWAN-ASP 方式による高セキュリティかつ圧倒的な低コストを実現。
- 2) 基幹税務システムとのデータ連携により、入力ミスと入力コストを排除。
- 3) 電子申告データを 10 年間保管。

などを訴求ポイントとして集中的な提案活動を推進します。

併せて、全国の市町村における電子申告受付体制の整備を速やかに実現することを目指して、この趣旨に賛同いただいた全国の有力システムベンダーと連携してセミナー等の共同開催を企画します。

④後期高齢者医療制度に関する保険料の当初賦課計算業務を円滑に実施します。

⑤自庁処理団体を主なターゲットとして新規顧客団体の開拓を推進します。

⑥平成 6 年から受託している不動産登記情報データベース構築事業が、平成 19 年 12 月をもって終息したことに伴い、当該事業関係の売上高が減少します。

以上により、地方公共団体事業部門の通期の業績見通しとして、売上高10,100百万円（前期比8.5%減）を見込んでおります。

3. 印刷事業部門の通期の見通し

前期に引き続き、当期も早々から原紙及び副資材の値上げを受け入れざるを得なく、すでに製品の値上げを打ち出し、お客様からの理解を得られつつありますが、コストアップによる不採算品目製品については、今後、選別受注の中で対処する必要に迫られています。

当期につきましては、コストアップ要因により厳しい経営が予想されますが、DPS 関連商品を含めた BF 帳票の販売促進に努力を傾注するとともに、新商品の拡販に邁進する所存です。

以上により、印刷事業部門の通期の業績見通しとして、売上高3,500百万円（前期比0.2%減）を見込んでおります。

Ⅲ. 財政状態

1. 資産の部について

当中間連結会計期間末における総資産は、64,393百万円となり、前連結会計年度末69,099百万円と比較して4,705百万円減少しました。

(1) 流動資産

当中間連結会計期間末における流動資産は、38,365百万円となり、前連結会計年度末42,197百万円と比較して3,831百万円減少しました。

その主な理由は、自己株式の取得を行ったこと等により、現金及び預金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定資産

当中間連結会計期間末における固定資産は、26,027百万円となり、前連結会計年度末26,901百万円と比較して、874百万円減少しました。

その主な理由は、保有する投資有価証券の評価額が減少したこと等によるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当中間連結会計期間末における流動負債は、11,362百万円となり、前連結会計年度末13,704百万円と比較して、2,341百万円減少しました。

その主な理由は、支払手形及び買掛金、未払金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定負債

当中間連結会計期間末における固定負債は、3,838百万円となり、前連結会計年度末3,786百万円と比較して、51百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金が増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当中間連結会計期間末における純資産合計は、49,192百万円となり、前連結会計年度末51,608百万円と比較して2,415百万円減少しました。

その主な理由は、自己株式の取得を行ったこと等によるものです。

なお、当中間連結会計期間末における自己資本比率は、74.5%となり、前連結会計年度末73.0%と比較して1.5ポイント改善しました。

Ⅳ. キャッシュ・フロー計算書

1. 営業活動によるキャッシュ・フローについて

843百万円(前中間連結会計年度比29百万円収入減)増加しました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が増加したこと等によるものです。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローについて

4,373百万円(前中間連結会計年度比4,332百万円支出増)減少しました。その主な理由は、新規に定期預金(預入期間3ヶ月超)の設定を行ったこと等によるものです。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローについて

3,817百万円(前中間連結会計年度比3,158百万円支出増)減少しました。その主な理由は、自己株式の取得を行ったこと、平成19年9月期末配当(1株当たり普通配当20円)を支払ったこと等によるものです。

以上の結果、当中間連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ7,347百万円減少し、19,455百万円になりました。

なお、当企業集団のキャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりであります。

	平成18年9月期		平成19年9月期		平成20年9月期
	中間	期末	中間	期末	中間
自己資本比率(%)	74.2	74.3	76.0	73.0	74.5
時価ベースの自己資本比率(%)	106.4	101.9	93.7	89.8	90.5
債務償還年数(年)	0.3	0.1	0.3	0.1	0.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	491.3	1,036.0	275.4	769.4	210.0

自己資本比率：自己資本÷総資産×100

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額÷総資産×100

債務償還年数：有利子負債÷営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー÷利払い

(注) 1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

V. 会社の利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、ICTが急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定してきております。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、30%を目途としております。

なお、平成20年5月13日開催の取締役会において、1株当たり20円の間配当金をお支払いすることを決定いたしました。

VI. 事業等のリスク

当社及び当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」及び「経理の状況」等に関連して、投資者の皆様にご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆様のご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止及び発生した場合の迅速な対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因をすべて網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結中間会計期間末（平成20年3月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

1. 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っております。これらの基礎率（当社グループの割引率は2.0%を採用しております）が合理性を欠き変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となります。当社グループでは、この影響を最小限にすべく確定拠出年金制度への移行等の施策を実施しておりますが、その影響を完全になくすことはできません。一層の割引率の低下は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産価値の減少について

証券取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されることになりました（当社グループでは、財務体質のより一層の強化を図ることを目的として、平成17年9月期から、先行して固定資産の減損会計を適用しております）。固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めております。しかし、石油価格の高騰や国際市場での受給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達がきわめて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 個人情報等の管理について

当社グループにおいては、当社顧客（会計事務所及び地方公共団体等）から法人及び個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しております。これらの情報の保護については、情報管理に関するポリシーや手続き等を策定しており、役社員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底及びシステム上のセキュリティ対策等を実施しております。

また、情報処理を行う当社の統合情報センターにおいては、経済産業省殿の指導の下に財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）殿が制定した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を得るとともに、担当部門を設置してシステム上のセキュリティ対策等に万全を期しております。

さらに、個人情報については、その適切な取扱い及び管理体制の構築に資するために、

財団法人日本情報処理協会（JIPDEC）が制定した「プライバシーマーク」の認定を当社及び連結子会社である東京ラインプリンタ印刷株式会社、株式会社 TKC マネジメントコンサルティングが取得しております。

また、当社の内部監査部門では、全社全部門にわたる個人情報保護法への対応に傾注し、社内において個人情報管理への意識を高めるとともに、個人情報が漏洩することがないよう社内体制の整備に努力しております。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

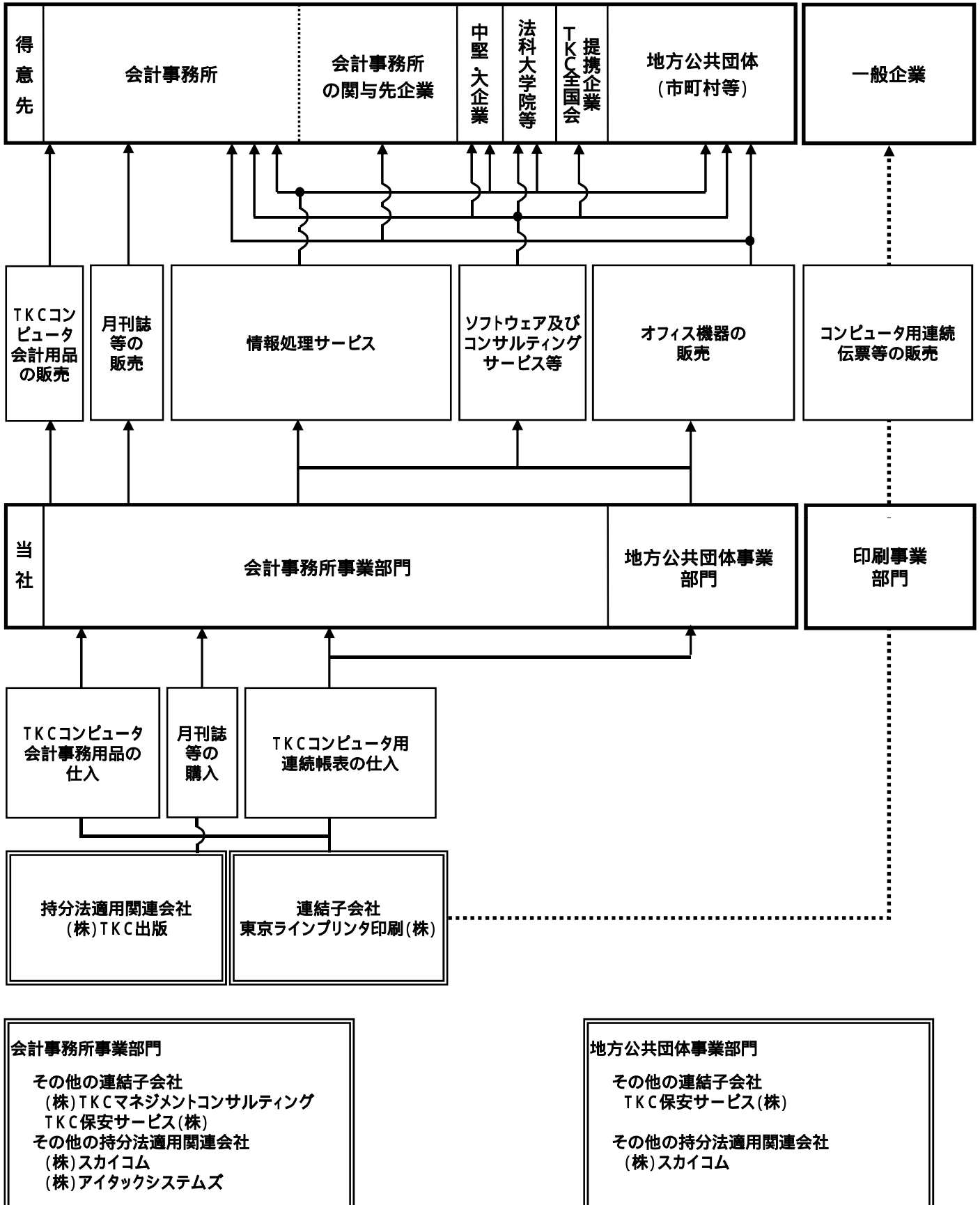
5. 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

企業集団の状況

当企業集団は当社、連結子会社3社及び持分法適用会社3社で構成され、会計事務所事業(情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライの販売等)、地方公共団体事業(情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等)及び印刷事業を営んでおります。

事業の系統図は次のとおりです。



Ⅶ. 会社の経営の基本方針

当社は、「自利利他」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款（第2条）に定める次の2つの事業目的を達成するために経営を展開してきております。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

この会社定款に定める基本方針は、創業（昭和41年10月22日）以来のもので、その後の業容の拡大に伴い、定款には他の事業目的が追加されましたが、それらはこの2つの事業目的を補完するものであり、経営の基本方針は変わっておりません。

Ⅷ. 目標とする経営指標

当社は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提の下に、毎事業年度の配当原資を当該期間利益に求めることを原則としております。従いまして、持続的な成長を維持するための中期的経営指標と適正な当期利益を確保するための短期的経営指標を同時に管理することが必要であると考えております。

短期的経営指標の観点からは、すべての費用を変動費と固定費とに分類し、売上高から変動費を差し引いて求められる限界利益の動向を重視しております。限界利益は製品ミックスにより変動しますが、総合限界利益率の目標を60%以上としています。また限界利益に占める人件費の割合を労働分配率として捉え、46%を目標としています。また、売上高経常利益率については8%以上を目標としております。

また、長期的経営指標としては、対前年売上高比率（3%以上）、株主資本比率（70%以上）及び株主資本利益率（7%以上）を重視しております。

Ⅸ. 会社の対処すべき課題

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所支援業務における対処すべき課題

TKC 全国会の重点活動への支援

TKC 全国会では、平成20年と21年の新たな統一スローガン「企業の健全なる発展を支援し、TKC 会計人の使命と責任を果たそう！」－黒字決算の支援と適正申告の実現－を発表し、以下の5つを重点活動テーマとして全国で20の地域会と共に活動を展開しています。

- ①企業の黒字決算実現の支援
- ②巡回監査の完全実施と書面添付の推進
- ③電子申告・納税のさらなる推進
- ④会員1万名超体制の達成
- ⑤会員事務所の業務品質の向上

当社では、最新の情報通信技術を積極的に活用して、会計事務所とその関与先である中小企業の経営改善に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させながら、全国で約9,569名（当中間期末現在）のTKC会員がこの活動に参加し、その成果を享受できるよう支援体制を強化して参ります。

(1) TKC会員が積極的に取り組む電子申告への支援

TKC 全国会では電子申告の担い手として、平成 21 年までに 200 万件超を目標として電子申告実践活動を継続しています。当社では、TKC 全国会の指導の下、頻繁に行われる法令改正等への迅速なシステム対応と現場における支援により、この目標達成を継続して支援して参ります。

また、当社では、納税者から収税者としての市区町村まで、電子申告の流れを一気通貫で支援する唯一のベンダーとして、地方公共団体事業部において、市町村向けに「TKC 地方税電子申告受付サービス」を提供しています。当社では、全社を挙げて TKC 全国会が実施する地方税電子申告の普及活動を支援することで、納税者の利便性と行政効率の向上を支援して参ります。

(2) 中堅・大企業市場の開拓と関与先企業拡大支援

当社が提供する、「法人電子申告システム (ASP1000R)」は、中堅・大企業の電子申告と内部統制のニーズに対応するため開発したシステムです。また、平成 20 年 8 月には、子会社の申告業務の進捗をモニターできる「法人電子申告モニターシステム (ASP1000M)」を提供する予定です。

当社では、この ASP1000R と「TKC 連結納税システム (eConsoliTax)」「TKC 連結会計システム (eCA-DRIVER)」「税効果会計システム (eTaxEffect)」の利用促進を通して、中堅・大企業市場における TKC 会員事務所の関与先企業開拓に貢献して参ります。

(3) TKC会員 1 万名超体制の構築支援

TKC 全国会が掲げる「TKC 会員 1 万名超体制」の実現に向け、当社では TKC 電子申告システムの利用促進と FX2 による関与先企業への自計化推進のご提案を目的とした「TKC 電子申告セミナー」を平成 19 年 11 月から全国各地で開催しています。この「TKC 電子申告セミナー」では、電子申告に対する TKC 全国会の取り組みや、その取り組みを支援する自計化から電子申告まで「一気通貫」できるシステムをご紹介します。

(4) 当社の「強み」を活かす製品開発戦略

当社の「強み」は税務と会計にあります。例えば法人税申告書作成システムは、昭和 56 年からオンライン方式による提供を開始し、本年においては TKC 会員事務所からのアクセスにより約 47 万法人の法人税申告書作成に利用されました。消費税、所得税、相続税、贈与税、あるいは地方税の申告計算についても、処理件数を順調に伸ばしてきております。このような組織風土から、法人税の連結納税及び国税と地方税の電子申告についても、他社に先駆けて会計事務所に最適なシステムを提供してきています。

また、当社の財務会計システムの特長は、会計法令及び会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務申告業務と連動させ、会計と税務の「一気通貫」を実現していることにあります。私どもでは、今後とも当社の強みを活かしながら、新たな製品開発に取り組んでいくことが最大の課題であると認識しています。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 地方税の「電子申告」への対応

地方税電子申告は、平成 20 年 1 月から個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手

続) や事業所税などへと対象税目が拡大し、また3月からは「電子申請・届出」「電子納税」などが開始されました。さらに今後は、「公的年金等受給者にかかる個人住民税の特別徴収」や国税庁殿から市町村へ所得税に係る電子申告データの共同利用などが予定されるなど、電子申告におけるサービス環境は飛躍的に拡大される見込みです。当社としては、このような電子申告制度の拡充に確実に対応するため、「TKC 行政 ASP / 地方税電子申告支援サービス」の機能向上及び基幹税務システムの電子申告対応機能の強化を図って参ります。

(2) TASK. NET 公会計システムの開発

地方公共団体において、企業会計手法の導入による「地方公会計制度改革」が進められていますが、当社では、会計事務所事業部門での経験から、その改革を単にこれまでの「現金主義・単式簿記の会計」から「発生主義・複式簿記の会計」への転換を促す制度改革として捉えるだけでなく、財務会計データを戦略的な行政意思決定に役立てるための仕組みづくりの基盤とすべきであると考えております。

そのために、当社が平成20年秋の提供に向けて開発中の「TASK.NET 公会計システム」においては、現課担当者の効率向上を支援する〈業務執行レベル〉の機能とともに、部長の業務管理を支援する〈業務管理レベル〉の機能、並びに首長の意思決定を支援する〈経営戦略レベル〉の機能を実装することを計画しています。

(3) 新規市場開拓活動の強化

”脱レガシー”及び電子自治体構築を目的とする行政情報システム見直しの気運の高まりを背景として、「TASK.NET」シリーズと「TKC 行政 ASP」シリーズの提案により、新規市場開拓活動を推進して参ります。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

作業工程の情報化と省力化を進め、「給紙・印刷から加工、折り・中綴じ・表紙付けまで」の一連の工程をライン化し、DPSによる効率化を図ります。また、DPS商品の受注拡大に対応するために、増設したインクジェットプリンタなど機器の有効活用を図り、生産・供給体制を整えます。

さらに、より付加価値の高い新製品開発にも努力を傾注して参ります。

(1) 原材料の再値上げによるコストアップ要因

前期は2回にわたり約13%もの原材料の値上げとなりました。お客様には事前のアナウンスなどによりある程度理解を得られましたが、当下期に予定し、すでに発表されている製紙メーカーの大幅再値上げ(6月出荷分から15%アップ)が強行される公算が強く、お客様へは製品単価への転化について、ご理解いただくべく最大限の努力をして参ります。同時に、生産部門では製造コストの軽減を推進いたします。

(2) 情報セキュリティ管理の強化

DPS事業の拡大に伴い、情報セキュリティ管理については一層厳格な管理体制が求められております。個人情報の漏洩等の事故や事件を未然に防ぐため、社内・外へ向けたセキュリティ管理をさらに徹底してまいり所存です。すでに前期においてはデータ処理担当

者の入退室に関しては指紋認証などの高度なセキュリティシステムを導入いたしました。

(3) 認証資格の有効活用及び内部統制への的確な対応

プライバシーマーク及びISOの認証資格を有効活用するため、その重要性を全社員に周知徹底・浸透させるとともに、今後始まる内部統制に関して、的確に対応する所存です。

X. その他、会社の経営上の重要な事項

該当事項はありません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		27,394		26,255		30,203	
2. 受取手形及び売掛金	3	8,582		9,139		9,086	
3. 有価証券		-		170		-	
4. たな卸資産		477		613		561	
5. 繰延税金資産		1,600		1,808		1,924	
6. その他		447		409		447	
貸倒引当金		32		31		26	
流動資産合計		38,470	58.5	38,365	59.6	42,197	61.1
固定資産							
1. 有形固定資産	1						
(1) 建物及び構築物	2	6,202		5,827		6,058	
(2) 機械装置及び運搬具		679		801		883	
(3) 器具及び備品		1,256		1,363		1,065	
(4) 土地	2	6,188	14,326	21.8	6,094	14,086	21.9
2. 無形固定資産		1,316	2.0	868	1.3	1,061	1.5
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		7,963		5,794		7,413	
(2) 長期貸付金		1		0		0	
(3) 繰延税金資産		576		1,677		1,178	
(4) 差入保証金		1,353		1,315		1,329	
(5) その他		1,704		2,290		1,800	
貸倒引当金		5	11,595	17.7	5	11,072	17.2
固定資産合計		27,238	41.5	26,027	40.4	26,901	38.9
資産合計		65,709	100.0	64,393	100.0	69,099	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金	2	4,780		4,669		5,790	
2. 短期借入金		140		88		105	
3. 未払金		2,117		2,115		2,594	
4. 未払法人税等		1,438		1,783		1,877	
5. 賞与引当金		1,801		2,080		2,561	
6. その他		671		625		775	
流動負債合計		10,950	16.7	11,362	17.6	13,704	19.8
固定負債							
1. 長期借入金	2	50		10		30	
2. 退職給付引当金		2,725		2,748		2,669	
3. 役員退職慰労引当金		837		894		864	
4. その他		43		185		223	
固定負債合計		3,656	5.6	3,838	6.0	3,786	5.5
負債合計		14,607	22.2	15,200	23.6	17,490	25.3
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		5,700	8.7	5,700	8.9	5,700	8.2
2. 資本剰余金		5,409	8.2	5,409	8.4	5,409	7.8
3. 利益剰余金		36,494	55.5	39,138	60.8	37,543	54.3
4. 自己株式		27	0.0	3,192	5.0	30	0.0
株主資本合計		47,575	72.4	47,055	73.1	48,622	70.4
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		2,372	3.6	936	1.5	1,809	2.6
評価・換算差額等合計		2,372	3.6	936	1.5	1,809	2.6
少数株主持分		1,152	1.8	1,201	1.9	1,176	1.7
純資産合計		51,101	77.8	49,192	76.4	51,608	74.7
負債純資産合計		65,709	100.0	64,393	100.0	69,099	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			26,029	100.0		26,924	100.0		54,157	100.0
売上原価			10,667	41.0		10,525	39.1		22,183	41.0
売上総利益			15,362	59.0		16,399	60.9		31,973	59.0
販売費及び一般管理費	1		12,130	46.6		12,235	45.4		25,597	47.3
営業利益			3,231	12.4		4,163	15.5		6,376	11.8
営業外収益										
1. 受取利息		25			37			61		
2. 受取配当金		6			5			65		
3. 地代家賃収入		15			16			33		
4. 持分法による投資利益		-			27			-		
5. その他		14	62	0.2	10	98	0.4	23	183	0.3
営業外費用										
1. 支払利息		3			3			6		
2. 賃借ビル解約補修費		3			8			7		
3. 持分法による投資損失		0			-			3		
4. その他		0	6	0.0	-	12	0.0	0	18	0.0
経常利益			3,287	12.6		4,249	15.8		6,541	12.1
特別利益										
1. 固定資産売却益	2	-			0			-		
2. 投資有価証券売却益		-			-			63		
3. ゴルフ会員権売却益		1			-			1		
4. 貸倒引当金戻入益		-	1	0.0	-	0	0.0	1	66	0.1
特別損失										
1. 固定資産売却損	3	0			3			0		
2. 固定資産除却損	4	14			81			19		
3. 減損損失	5	-			26			142		
4. 投資有価証券評価損	6	1	16	0.1	1	113	0.4	68	230	0.4
税金等調整前中間(当期) 純利益			3,272	12.6		4,136	15.4		6,377	11.8
法人税、住民税及び事業 税		1,381			1,690			3,370		
法人税等調整額		83	1,464	5.6	210	1,901	7.1	478	2,892	5.3
少数株主利益			37	0.1		42	0.2		66	0.1
中間(当期)純利益			1,770	6.8		2,192	8.1		3,418	6.3

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本					評価・換算 差額等	少数株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		
平成 18 年 9 月 30 日残高 (百万円)	5,700	5,409	35,321	24	46,406	2,524	1,118	50,049
中間連結会計期間中の 変動額								
剰余金の配当			598		598			598
中間純利益			1,770		1,770			1,770
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				3	3			3
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)						151	34	117
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	-	0	1,172	2	1,169	151	34	1,052
平成 19 年 3 月 31 日残高 (百万円)	5,700	5,409	36,494	27	47,575	2,372	1,152	51,101

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

	株主資本					評価・換算 差額等	少数株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		
平成 19 年 9 月 30 日残高 (百万円)	5,700	5,409	37,543	30	48,622	1,809	1,176	51,608
中間連結会計期間中の 変動額								
剰余金の配当			598		598			598
中間純利益			2,192		2,192			2,192
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				3,162	3,162			3,162
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間 中の変動額(純額)						873	24	848
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	-	0	1,594	3,161	1,567	873	24	2,415
平成 20 年 3 月 31 日残高 (百万円)	5,700	5,409	39,138	3,192	47,055	936	1,201	49,192

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日）

	株主資本					評価・換算 差額等	少数株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		
平成 18 年 9 月 30 日残高 (百万円)	5,700	5,409	35,321	24	46,406	2,524	1,118	50,049
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			1,196		1,196			1,196
当期純利益			3,418		3,418			3,418
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				6	6			6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）						715	58	657
連結会計年度中の変動額 合計（百万円）	-	0	2,221	5	2,216	715	58	1,558
平成 19 年 9 月 30 日残高 (百万円)	5,700	5,409	37,543	30	48,622	1,809	1,176	51,608

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計算 書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		3,272	4,136	6,377
減価償却費		1,032	970	2,096
貸倒引当金の増加額 (減少額)		0	5	5
賞与引当金の増加額 (減少額)		588	481	171
退職給付引当金の増加額 (減少額)		44	79	12
役員退職慰労引当金の増加額 (減少額)		28	29	54
受取利息及び受取配当金		32	42	127
支払利息		3	3	6
持分法による投資損益		0	27	3
固定資産除売却損益		14	84	19
投資有価証券評価損		1	1	68
減損損失		-	26	142
売上債権の減少額 (増加額)		835	198	1,339
たな卸資産の減少額 (増加額)		41	51	42
その他資産の減少額 (増加額)		70	63	64
仕入債務の増加額 (減少額)		261	1,013	746
その他負債の増加額 (減少額)		326	931	436
その他		1	9	64
小計		2,321	2,537	8,467
利息及び配当金の受取額		33	34	127
利息の支払額		3	4	7
法人税等の支払額		1,479	1,723	3,091
営業活動によるキャッシュ・フロー		872	843	5,495

		前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計算 書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		-	4,500	3,400
定期預金の払戻による収入		-	600	-
有形固定資産の取得による支出		296	225	676
有形固定資産の売却による収入		0	0	0
無形固定資産の取得による支出		176	262	481
投資有価証券の取得による支出		70	0	567
投資有価証券の売却による収入		500	-	596
その他		2	15	71
投資活動によるキャッシュ・フロー		40	4,373	4,599
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		55	37	110
自己株式の取得による支出		-	3,171	6
配当金の支払額		596	595	1,192
少数株主への配当金の支払額		4	13	4
その他		2	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		658	3,817	1,314
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		173	7,347	418
現金及び現金同等物の期首残高		27,221	26,803	27,221
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高	1	27,394	19,455	26,803

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社(3社) 東京ラインプリンタ印刷株式会社 T K C 保安サービス株式会社 株式会社 T K C マネジメント コンサルティング なお、子会社は全て連結の範囲 に含めております。	同左	同左
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用関連会社(3社) 株式会社 T K C 出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持 分法を適用しております。	同左	持分法適用関連会社(3社) 株式会社 T K C 出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持 分法を適用しております。 なお、株式会社スカイコム及び 株式会社アイタックシステムズ は、決算日が3月末日であり連結 決算日現在で本決算に準じた仮決 算を行っております。
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、す べて中間連結決算日と一致して おります。	同左	連結子会社の決算日は、すべて 連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1)その他有価証券 a.時価のあるもの 中間期末日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平 均法により算定) b.時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 1)商品・材料 先入先出法による原価法 2)製品 進捗度を加味した売価還元 法による原価法 3)仕掛品 進捗度を加味した売価還元 法又は個別法による原価法 4)貯蔵品 最終仕入原価法による原価 法	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1)その他有価証券 a.時価のあるもの 同左 b.時価のないもの 同左 たな卸資産 1)商品・材料 同左 2)製品 同左 3)仕掛品 同左 4)貯蔵品 同左	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1)その他有価証券 a.時価のあるもの 期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定) b.時価のないもの 同左 たな卸資産 1)商品・材料 同左 2)製品 同左 3)仕掛品 同左 4)貯蔵品 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																		
	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。</p> <p>2)その他 定額法を採用しております。</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2)その他 同左</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号）及び（「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2)その他 同左</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によって おります。</p> <p>(5)その他中間連結財務諸表作成の ための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処 理 消費税等の会計処理は、税 抜方式を採用しております。 連結納税制度の適用 当中間連結会計期間から連 結納税制度を適用しておりま す。</p>	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5)その他中間連結財務諸表作成の ための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処 理 同左 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用してお ります。</p>	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5)その他連結財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処 理 同左 連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納 税制度を適用しております。</p>
5. 中間連結キャッシュ・ フロー計算書(連結キ ャッシュ・フロー計算 書)における資金の範 囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー 計算書における資金(現金及び 現金同等物)の範囲は、 手許現金 随時引き出し可能な預金 容易に換金可能であり、か つ、価値変動について僅少 なりリスクしか負わない取得 日から3か月以内に償還期 限の到来する短期投資 からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金(現金及び現金同等 物)の範囲は、 手許現金 随時引き出し可能な預金 容易に換金可能であり、か つ、価値変動について僅少 なりリスクしか負わない取得 日から3か月以内に償還期 限の到来する短期投資 からなっております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支 出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりま したが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「自己株 式の取得による支出」は3百万円であります。</p>

注記事項
(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)	当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)	前連結会計年度 (平成19年9月30日現在)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 14,550百万円</p> <p>2.担保に供している資産 建物及び構築物 195百万円 土地 145百万円 計 340百万円 上記資産は、長期・短期借入金182百万円の担保に供しております。</p> <p>3.中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり中間連結会計期間末日満期手形が当中間連結会計期間末残高に含まれておりません。 受取手形 21百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 15,259百万円</p> <p>2.</p> <p>3.</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 15,031百万円</p> <p>2.担保に供している資産 建物及び構築物 186百万円 土地 145百万円 計 331百万円 上記資産は、長期・短期借入金127百万円の担保に供しております。</p> <p>3.連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 21百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
<p>1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 3,720百万円 賞与引当金繰入額 1,361百万円 退職給付費用 197百万円 減価償却費 248百万円 賃借料 1,069百万円 研究開発費 248百万円</p> <p>2.</p> <p>3.固定資産売却損は機械装置及び運搬具の売却によるものであります。</p> <p>4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 9百万円 機械装置及び運搬具 1百万円 器具及び備品 2百万円 その他 1百万円 計 14百万円</p>	<p>1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 3,800百万円 賞与引当金繰入額 1,697百万円 退職給付費用 205百万円 減価償却費 265百万円 賃借料 1,038百万円 研究開発費 299百万円</p> <p>2.固定資産売却益は機械装置及び運搬具の売却によるものであります。</p> <p>3.同左</p> <p>4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 71百万円 器具及び備品 8百万円 その他 1百万円 計 81百万円</p>	<p>1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与 7,459百万円 賞与引当金繰入額 1,980百万円 退職給付費用 277百万円 減価償却費 511百万円 賃借料 2,104百万円 研究開発費 602百万円</p> <p>2.</p> <p>3.同左</p> <p>4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 11百万円 機械装置及び運搬具 1百万円 器具及び備品 4百万円 その他 1百万円 計 19百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																								
<p>5.</p> <p>6. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	<p>5. 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="635 427 959 656"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 福島市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>東京都 板橋区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（26百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>6. 同左</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県 福島市	遊休 資産	土地	22	東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	4	<p>5. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 427 1374 656"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都 新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>6. 同左</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62
場所	用途	種類	金額 (百万円)																							
福島県 福島市	遊休 資産	土地	22																							
東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	4																							
場所	用途	種類	金額 (百万円)																							
宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80																							
東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	13	1	0	15
合計	13	1	0	15

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(注) 1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成19年3月31日	平成19年6月25日

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	16	1,670	0	1,686
合計	16	1,670	0	1,686

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,670 千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,669 千株、
単元未満株式の買取りによる増加 0 千株によるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 20 年 5 月 13 日 取締役会	普通株式	564	利益剰余金	20	平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 6 月 23 日

前連結会計年度(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	13	2	0	16
合計	13	2	0	16

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2 千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 18 年 12 月 22 日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成 18 年 9 月 30 日	平成 18 年 12 月 25 日
平成 19 年 5 月 15 日 取締役会	普通株式	598	20	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 25 日

(注) 平成 18 年 12 月 22 日定時株主総会決議における 1 株当たり配当額には、創業 40 周年記念配当 5 円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 19 年 12 月 21 日 定時株主総会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成 19 年 9 月 30 日	平成 19 年 12 月 25 日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 27,394百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 - 現金及び現金同等物 27,394百万円	1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) 現金及び預金勘定 26,255百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 6,800百万円 現金及び現金同等物 19,455百万円	1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金勘定 30,203百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 3,400百万円 現金及び現金同等物 26,803百万円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																																
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>240</td> <td>174</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>1,552</td> <td>1,171</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,792</td> <td>1,346</td> <td>446</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	240	174	65	器具及び備品	1,552	1,171	380	合計	1,792	1,346	446	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>99</td> <td>64</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>724</td> <td>596</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>824</td> <td>661</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	99	64	35	器具及び備品	724	596	128	合計	824	661	163	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>123</td> <td>76</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>1,200</td> <td>954</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,324</td> <td>1,030</td> <td>293</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	123	76	47	器具及び備品	1,200	954	245	合計	1,324	1,030	293
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	240	174	65																																															
器具及び備品	1,552	1,171	380																																															
合計	1,792	1,346	446																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	99	64	35																																															
器具及び備品	724	596	128																																															
合計	824	661	163																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	123	76	47																																															
器具及び備品	1,200	954	245																																															
合計	1,324	1,030	293																																															
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 687百万円 1年超 638百万円 合計 1,325百万円	(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 355百万円 1年超 393百万円 合計 749百万円	(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 533百万円 1年超 530百万円 合計 1,064百万円																																																
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 224百万円 減価償却費相当額 205百万円 支払利息相当額 10百万円	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 145百万円 減価償却費相当額 132百万円 支払利息相当額 4百万円	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 417百万円 減価償却費相当額 383百万円 支払利息相当額 18百万円																																																
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4)減価償却費相当額の算定方法 同左	(4)減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5)利息相当額の算定方法 同左	(5)利息相当額の算定方法 同左																																																

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																				
<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>364百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>490百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>854百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>115百万円</td> </tr> </table>	1年内	364百万円	1年超	490百万円	合計	854百万円	1年内	45百万円	1年超	70百万円	合計	115百万円	<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>248百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>329百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>577百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144百万円</td> </tr> </table>	1年内	248百万円	1年超	329百万円	合計	577百万円	1年内	57百万円	1年超	87百万円	合計	144百万円	<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>307百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>447百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>754百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116百万円</td> </tr> </table>	1年内	307百万円	1年超	447百万円	合計	754百万円	1年内	46百万円	1年超	70百万円	合計	116百万円
1年内	364百万円																																					
1年超	490百万円																																					
合計	854百万円																																					
1年内	45百万円																																					
1年超	70百万円																																					
合計	115百万円																																					
1年内	248百万円																																					
1年超	329百万円																																					
合計	577百万円																																					
1年内	57百万円																																					
1年超	87百万円																																					
合計	144百万円																																					
1年内	307百万円																																					
1年超	447百万円																																					
合計	754百万円																																					
1年内	46百万円																																					
1年超	70百万円																																					
合計	116百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成 19 年 3 月 31 日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	2,437	6,363	3,926
(2)その他	167	197	30
合計	2,604	6,561	3,956

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,134
非上場債券	30

(注)当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、1百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末(平成 20 年 3 月 31 日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	2,405	4,018	1,612
(2)その他	663	603	59
合計	3,068	4,622	1,553

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,065
非上場債券	30

(注)当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、1百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度末（平成 19 年 9 月 30 日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	2,405	5,407	3,001
その他	663	685	21
合計	3,069	6,092	3,023

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,067
非上場債券	30

（注）当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、68 百万円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）、当中間連結会計期間（自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）及び前連結会計年度（自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日）当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	19,624	4,574	1,830	26,029	-	26,029
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	19,624	4,575	1,830	26,030	(0)	26,029
営業費用	16,074	5,107	1,616	22,798	(0)	22,797
営業利益(は営業損失)	3,549	531	214	3,231	(-)	3,231

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	20,187	4,857	1,880	26,924	-	26,924
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	20,187	4,858	1,880	26,925	(0)	26,924
営業費用	16,510	4,547	1,703	22,762	(0)	22,761
営業利益	3,676	310	176	4,163	(-)	4,163

前連結会計年度(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	39,618	11,032	3,506	54,157	-	54,157
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	39,618	11,033	3,506	54,158	(0)	54,157
営業費用	33,776	10,848	3,157	47,782	(0)	47,781
営業利益	5,842	184	348	6,376	(-)	6,376

(注) 1. 事業区分については、販売市場及びサービス・製品等の類似性を考慮して、セグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主なサービス及び商品は、次のとおりです。

事業区分	主要なサービス及び商品
会計事務所事業	(1) 情報処理サービス TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力(印刷)を伴うバッチ処理サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス TKCインターネット・サービスセンター(TISC)によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス、データベース・サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売 (4) サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等
地方公共団体事業	(1) 情報処理サービス TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力(印刷)を伴うバッチ処理サービス、データバックアップ・サービス TKCインターネット・サービスセンター(TISC)によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス、データベース・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売
印刷事業	コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等

3. 会計処理基準等の変更

(前中間連結会計期間)

該当事項はありません。

(当中間連結会計期間)

該当事項はありません。

(前連結会計年度)

固定資産の減価償却方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号)及び(「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業損益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	1,709.00	1,700.02	1,686.67
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	59.20	74.70	114.30
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額(円)	潜在株式が存在しないた め記載しておりません。	同左	同左

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
中間(当期)純利益 (百万円)	1,770	2,192	3,418
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	1,770	2,192	3,418
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,902	29,353	29,901

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)										
	<p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却を決議しております。</p> <p>(1)消却の理由 発行済株式数の減少を通じた株主価値の増進及び資本効率の向上を図るため</p> <p>(2)消却の方法 その他資本剰余金からの減額及びその他利益剰余金からの減額</p> <p>(3)消却する自己株式の種類 当社普通株式</p> <p>(4)消却する株式の数 2,000,000株</p> <p>(5)消却後の発行済株式総数 27,916,833株</p> <p>(6)消却予定日 平成20年5月31日</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td>4,500百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	当社普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得価額の総額	4,500百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成19年11月15日から平成20年10月10日まで
取得する株式の種類	当社普通株式											
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)											
株式の取得価額の総額	4,500百万円(上限)											
取得方法	市場取引											
取得する期間	平成19年11月15日から平成20年10月10日まで											

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日現在)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(資産の部)									
流動資産									
1. 現金及び預金		25,046		23,900		27,632			
2. 受取手形		120		-		-			
3. 売掛金		7,499		8,197		8,107			
4. 有価証券		-		170		-			
5. たな卸資産		287		367		343			
6. 繰延税金資産		1,512		1,721		1,830			
7. その他		436		408		434			
貸倒引当金		28		29		24			
流動資産合計			34,875	57.2		34,736	58.5	38,324	60.0
固定資産									
1. 有形固定資産	1								
(1) 建物		5,844		5,505		5,715			
(2) 器具及び備品		1,243		1,349		1,050			
(3) 土地		6,043		5,949		5,971			
(4) その他		153		137		149			
計		13,285		12,941		12,886			
2. 無形固定資産		1,327		880		1,071			
3. 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券		7,640		5,498		7,125			
(2) 繰延税金資産		422		1,497		1,014			
(3) 差入保証金		1,308		1,271		1,284			
(4) その他		2,123		2,505		2,218			
計		11,494		10,773		11,643			
固定資産合計			26,107	42.8		24,595	41.5	25,601	40.0
資産合計			60,982	100.0		59,331	100.0	63,926	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		3,639		3,435		4,482	
2. 未払法人税等		1,350		1,703		1,749	
3. 賞与引当金		1,660		1,940		2,416	
4. その他	2	2,740		2,672		3,265	
流動負債合計		9,390	15.4	9,750	16.4	11,913	18.6
固定負債							
1. 退職給付引当金		2,465		2,472		2,403	
2. 役員退職慰労引当金		655		699		676	
3. その他		10		10		10	
固定負債合計		3,131	5.1	3,182	5.4	3,091	4.8
負債合計		12,521	20.5	12,933	21.8	15,004	23.5
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		5,700	9.3	5,700	9.6	5,700	8.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		5,409		5,409		5,409	
(2) その他資本剰余金		0		0		0	
資本剰余金合計		5,409	8.9	5,409	9.1	5,409	8.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		688		688		688	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		15		4		8	
プログラム等準備金		2,250		1,534		1,907	
別途積立金		29,477		32,277		29,477	
繰越利益剰余金		2,588		3,040		3,958	
利益剰余金合計		35,020	57.4	37,545	63.3	36,040	56.4
4. 自己株式		24	0.0	3,188	5.4	26	0.0
株主資本合計		46,105	75.6	45,465	76.6	47,122	73.7
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		2,355	3.9	932	1.6	1,799	2.8
評価・換算差額等合計		2,355	3.9	932	1.6	1,799	2.8
純資産合計		48,460	79.5	46,398	78.2	48,921	76.5
負債純資産合計		60,982	100.0	59,331	100.0	63,926	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
営業収入			24,126	100.0		24,973	100.0		50,423	100.0
営業原価			9,472	39.3		9,325	37.3		19,811	39.3
営業総利益			14,654	60.7		15,648	62.7		30,611	60.7
販売費及び一般管理費			11,617	48.2		11,704	46.9		24,541	48.7
営業利益			3,036	12.6		3,943	15.8		6,070	12.0
営業外収益	1		67	0.3		85	0.3		186	0.4
営業外費用			3	0.0		8	0.0		7	0.0
経常利益			3,100	12.9		4,021	16.1		6,250	12.4
特別利益	2		1	0.0		-	-		64	0.1
特別損失	3		38	0.2		106	0.4		252	0.5
税引前中間(当期) 純利益			3,063	12.7		3,914	15.7		6,061	12.0
法人税、住民税及び 事業税		1,287				1,597		3,222		
法人税等調整額		82	1,369	5.7	213	1,811	7.3	471	2,750	5.5
中間(当期)純利益			1,693	7.0		2,103	8.4		3,311	6.6

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金						繰越利益剰余金
平成18年9月30日 残高(百万円)	5,700	5,409	-	688	22	2,594	26,677	3,942	21	45,013	2,509	47,522	
中間会計期間中の変動額													
特別償却準備金の取崩					7			7			-	-	
プログラム等準備金の取崩						343		343			-	-	
別途積立金の積立							2,800	2,800			-	-	
剰余金の配当								598		598		598	
中間純利益								1,693		1,693		1,693	
自己株式の処分			0						0	0		0	
自己株式の取得									3	3		3	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)											153	153	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	0	-	7	343	2,800	1,354	2	1,092	153	938	
平成19年3月31日 残高(百万円)	5,700	5,409	0	688	15	2,250	29,477	2,588	24	46,105	2,355	48,460	

当中間会計期間(自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金					
平成19年9月30日 残高(百万円)	5,700	5,409	0	688	8	1,907	29,477	3,958	26	47,122	1,799	48,921
中間会計期間中の変動額												
特別償却準備金の取崩					4			4			-	-
プログラム等準備金の取崩						372		372			-	-
別途積立金の積立							2,800	2,800			-	-
剰余金の配当								598		598		598
中間純利益								2,103		2,103		2,103
自己株式の処分			0						0	0		0
自己株式の取得									3,162	3,162		3,162
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)											-	866
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	0	-	4	372	2,800	917	3,161	1,656	866	2,523
平成20年3月31日 残高(百万円)	5,700	5,409	0	688	4	1,534	32,277	3,040	3,188	45,465	932	46,398

前事業年度(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成 18 年 9 月 30 日 残高(百万円)	5,700	5,409	-	688	22	2,594	26,677	3,942	21	45,013	2,509	47,522
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩					14			14		-		-
プログラム等準備金の取崩						686		686		-		-
別途積立金の積立							2,800	2,800		-		-
剰余金の配当								1,196		1,196		1,196
当期純利益								3,311		3,311		3,311
自己株式の処分			0						0	0		0
自己株式の取得									6	6		6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											709	709
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	-	0	-	14	686	2,800	15	5	2,109	709	1,399
平成 19 年 9 月 30 日 残高(百万円)	5,700	5,409	0	688	8	1,907	29,477	3,958	26	47,122	1,799	48,921

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 1)時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 2)時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2)たな卸資産 商品 先入先出法による原価法 材料 先入先出法による原価法 仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 1)時価のあるもの 同左 2)時価のないもの 同左</p> <p>(2)たな卸資産 商品 同左 材料 同左 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 1)時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 2)時価のないもの 同左</p> <p>(2)たな卸資産 商品 同左 材料 同左 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年 (会計方針の変更) 当期より、平成19年度の法人税法改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号)及び(「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間(3年以内)による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 2)自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。 その他 定額法を採用しております。	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 同左 2)自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 同左 2)自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 (2)連結納税制度の適用 当中間会計期間より連結納税制度を適用しております。	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 同左 (2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 同左 (2)連結納税制度の適用 当期より連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)	当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)	前事業年度末 (平成19年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	11,157百万円	11,713百万円	11,536百万円
2.消費税等の処理	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債のその他に含めて表示しております。	同左	

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																								
1.営業外収益のうち主要項目																											
受取利息	18百万円	33百万円	50百万円																								
受取配当金	12百万円	21百万円	70百万円																								
2.特別利益のうち主要項目																											
投資有価証券売却益	-	-	62百万円																								
ゴルフ会員権売却益	1百万円	-	1百万円																								
3.特別損失のうち主要項目																											
固定資産除却損	13百万円	81百万円	17百万円																								
減損損失	-	23百万円	142百万円																								
		当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 福島市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>東京都 板橋区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県 福島市	遊休 資産	土地	22	東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都 新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62
場所	用途	種類	金額 (百万円)																								
福島県 福島市	遊休 資産	土地	22																								
東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	1																								
場所	用途	種類	金額 (百万円)																								
宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80																								
東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62																								
		当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。	当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。																								
		当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(23百万円)として特別損失に計上しております。	当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(142百万円)として特別損失に計上しております。																								
		なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。	なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。																								
投資有価証券評価損	1百万円	1百万円	68百万円																								
関係会社株式評価損	23百万円	-	23百万円																								

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
4.減価償却実施額			
有形固定資産	396百万円	389百万円	833百万円
無形固定資産	533百万円	451百万円	1,031百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	12	1	0	13
合計	12	1	0	13

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	14	1,670	0	1,685
合計	14	1,670	0	1,685

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1,670千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,669千株、
単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

前事業年度(自 平成 18 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	12	2	0	14
合計	12	2	0	14

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)				当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)				前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具及び備品	1,487	1,150	337	器具及び備品	660	569	90	器具及び備品	1,135	934	201
その他	132	73	58	その他	95	62	33	その他	118	73	45
合計	1,619	1,223	396	合計	756	632	124	合計	1,254	1,007	247
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 669百万円 1年超 605百万円 合計 1,274百万円				(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 342百万円 1年超 366百万円 合計 709百万円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 519百万円 1年超 497百万円 合計 1,017百万円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 207百万円 減価償却費相当額 189百万円 支払利息相当額 9百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 137百万円 減価償却費相当額 125百万円 支払利息相当額 4百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 388百万円 減価償却費相当額 355百万円 支払利息相当額 16百万円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5)利息相当額の算定方法 同左				(5)利息相当額の算定方法 同左			
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 364百万円 1年超 490百万円 合計 854百万円				(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 248百万円 1年超 329百万円 合計 577百万円				(貸主側) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 307百万円 1年超 447百万円 合計 754百万円			
(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				(注)同左				(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 45百万円 1年超 70百万円 合計 115百万円				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 57百万円 1年超 87百万円 合計 144百万円				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 46百万円 1年超 70百万円 合計 116百万円			

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1 株当たり純資産額 (円)	1,620.58	1,643.47	1,636.07
1 株当たり中間 (当期) 純利益 金額 (円)	56.63	71.64	110.72
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額 (円)	潜在株式が存在しないため記 載しておりません。	同左	同左

(注) 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
中間 (当期) 純利益 (百万円)	1,693	2,103	3,311
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間 (当期) 純 利益 (百万円)	1,693	2,103	3,311
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,903	29,354	29,903

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)										
	<p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却を決議しております。</p> <p>(1)消却の理由 発行済株式数の減少を通じた株主価値の増進及び資本効率の向上を図るため</p> <p>(2)消却の方法 その他資本剰余金からの減額及びその他利益剰余金からの減額</p> <p>(3)消却する自己株式の種類 当社普通株式</p> <p>(4)消却する株式の数 2,000,000株</p> <p>(5)消却後の発行済株式総数 27,916,833株</p> <p>(6)消却予定日 平成20年5月31日</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td>4,500百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	当社普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得価額の総額	4,500百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成19年11月15日から平成20年10月10日まで
取得する株式の種類	当社普通株式											
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)											
株式の取得価額の総額	4,500百万円(上限)											
取得方法	市場取引											
取得する期間	平成19年11月15日から平成20年10月10日まで											

(2)【その他】

平成 20 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当期中間配当として、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....564 百万円

(ロ) 1 株当たりの金額.....20 円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成 20 年 6 月 23 日

(注)平成 20 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。